

## 第5回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年11月20日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年11月20日（月）午前10時00分から午前11時31分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人  
会長 10番 大橋 好一  
会長職務代理者 8番 琴寄 成人  
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己  
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員  
高山ゆき子推進委員
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
日程第1 会務報告について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第5 報告第1号 非農地証明願いの件について  
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
日程第7 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について  
日程第8 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について  
日程第9 報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件について  
その他 事務連絡  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 松本ひなた

## 7. 会議の概要

令和5年11月20日（月）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、只今より第5回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、高山ゆき子推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。月初めにインフルエンザにかかり、その間、熊本県あさぎり町の視察、農業委員・推進委員研修、新規就農の相談会、すべて欠席という事になり、急遽代理でお願いした委員さんにおかれましては、大変感謝を申し上げます。

今朝もずいぶん冷え込みが強くなりまして、体調には十分に気をつけていたきたいと思います。今年もあと一か月余りとなりましたが、今後、年明けから地域計画の策定に向けて具体的に各地域で進めていくスケジュールとなっております。すでに研修会等何回か行っておりますが、なかなかピンとこない部分もありますので、具体的にどうするかという研修会を開催する予定になっております。それぞれが地域の農事部長を中心にやっていくのかなと思いますが、さらに農業委員、推進委員の皆さんにも、中心になってお骨折りいただくことになるかと思います。いまから、各地域の主な農業者、担い手、認定農業者等に方に、道端で声を掛けていただいて、是非出席していただきたい、という事で人集めをしていただく準備を心がけていただければありがたいと思います。壬生町としても完璧にできるとは思ってはいませんが、何地区かは実施できるようにして、これから将来の農業、農地を守っていきたいと考えておりますので、ご協力の程申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、7番 葭葉 孝男 委員、8番 琴寄 成人 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

10月26日(木)壬生町企画委員会が、役場特別議室で行われ、大橋好一会長が出席しました。

10月31日(火)令和5年度第1回壬生町農業委員会研修会が、役場大会議室で行われ、大橋好一会長以下23名が参加いたしました。

11月1日(水)令和5年度自治功労者表彰式が、役場大会議室で行われ、前職務代理の\_\_\_\_\_さんが表彰され、大橋好一会長と私が出席いたしました。

11月6日(月)熊本県あさぎり町農業委員会が当町に視察に訪れ、前会長の\_\_\_\_\_さん、琴寄成人職務代理、宇賀神尚係長、松本ひなた主任と私で、全国農業新聞普及活動について対応いたしました。

11月9日(木)第2回農業委員・推進委員研修会が、とちぎ岩下の新生姜ホールで行われ、琴寄成人職務代理以下21名と宇賀神尚係長が参加いたしました。

11月12日(日)トチノフェア2023(とちぎで農業を始めるフェア)が、栃木県JAビルで行われ、木野内佳代子農業委員、宇賀神尚係長が参加いたしました。

11月15日(水)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、101会議室と現地で行われ、大橋好一会長、葭葉孝男農業委員、安納一雄農業委員、早乙女和弘推進委員、高山ゆき子推進委員、宇賀神尚係長、松本ひなた主任と私が調査いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件に

ついて」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_（宇都宮市）自作地7㌥

譲受人 \_\_\_\_\_（駅東）自作地299㌥ 借受地54㌥

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字\_\_\_\_\_畑 730㎡

売買による所有権移転 10aあたり\_\_\_\_\_円

稼働 臨時雇用を含めて 81人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_（台宿）自作地63㌥ 貸付地18㌥

譲受人 \_\_\_\_\_（駅東）自作地299㌥ 借受地54㌥

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字\_\_\_\_\_畑 601㎡

売買による所有権移転 10aあたり\_\_\_\_\_円

稼働 常時従事者 2人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_（下坪）自作地208㌥

譲受人 株式会社\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_（壬生町）

借受地 629㌥

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字\_\_\_\_\_田 466㎡

壬生町大字羽生田字\_\_\_\_\_田 3672㎡

壬生町大字羽生田字\_\_\_\_\_田 201㎡

合計 4339㎡

売買による所有権移転 10aあたり\_\_\_\_\_円

稼働 臨時雇用を含めて31人

第4項

譲渡人\_\_\_\_\_（松原）自作地370㌥ 借受地67㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 540㌥ 借受地 12㌥  
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 田 995㎡  
売買による所有権移転 10aあたり \_\_\_\_\_ 円  
稼働 3人

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (松原) 自作地 261㌥ 貸付地 13㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 540㌥ 借受地 12㌥  
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 田 1722㎡  
売買による所有権移転 10aあたり \_\_\_\_\_ 円  
稼働 3人

第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 49㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 540㌥ 借受地 12㌥  
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 田 1004㎡  
売買による所有権移転 10aあたり \_\_\_\_\_ 円  
稼働 3人

第7項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (松原) 自作地 131㌥ 借受地 4㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 540㌥ 借受地 12㌥  
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 田 829㎡  
売買による所有権移転 10aあたり \_\_\_\_\_ 円  
稼働 3人

第8項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (松原) 自作地 97㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 540㌥ 借受地 12㌥  
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 畑 885㎡  
売買による所有権移転 10aあたり \_\_\_\_\_ 円

稼働 3人

第9項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下坪) 自作地 208㎡

譲受人 \_\_\_\_\_ (下坪) 自作地 342㎡

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____	田	3895㎡
壬生町大字羽生田字 _____	畑	223㎡
	合計	4118㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円

稼働 3人

第10項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (字都宮市) 自作地 19㎡

譲受人 \_\_\_\_\_ (下馬木) 自作地 なし

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字 _____	畑	138㎡
-----------------	---	------

贈与による所有権移転 稼働 1人

以上、第1項から第10項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

以上です。

○議長 それでは、第1項案件と第2項案件は授受人が同一ですので、一括して議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●9番 木野内 佳代子 委員 (1項及び2項の現地調査の結果並びに補足説明)

今月11月14日に、私と大関委員、高山推進委員の3人と譲受人の \_\_\_\_\_ が立会いました。地域との関係もスムーズでしたので、何も問題はないと思います。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件について質疑に入ります。先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

今月の11月14日に、大関委員と高山推進委員と私の3人で調査しました。譲受人の\_\_\_\_\_が立会い、全部確認し何の問題もないことをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件から第8項案件も譲受人が同一ですので、一括して議題いたします。先ほどの事務局説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (4項から8項の現地調査の結果並びに補足説明)

去る11月12日に、葭葉農業委員、早乙女推進委員、譲受人の\_\_\_\_\_の立会いのもと、チェックシートに基づき確認してまいりました。なんら問題がないという事で、ご報告させていただきます。ただし、案内図の4番を見ていただきたいのですが、境界の法線が点線になっていますが、事務局からの報告では、公図にこの線が載っていないという事で、買主の\_\_\_\_\_とも話をしたのですが、前の持ち主の\_\_\_\_\_の売買が2～3年前にあり、その時に確認し、この境界線は、ある程度\_\_\_\_\_が納得したうえで購入した事情があります。今度は\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_から購入するという事で、その事情を聞きながら説明したのですが、\_\_\_\_\_も納得してくれて、一応法線はなくても、境界があるので現状のまま買い取るという報告をしてきました。

その他、5項、6項、7項、8項において同じくチェックシートに基づき確認してまいりましたが、何ら問題がないという事で報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員  
4項案件の\_\_\_\_\_は筆は分かれていますか。



● 8 番 琴寄 成人 委員  
筆は分かれています。

● 3 番 高橋 宏治 委員  
分かれていますね。じゃあ大丈夫です。

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号第 4 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 4 項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第 5 項案件について質疑に入ります。先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 1 号第 5 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 5 項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第 6 項案件について質疑に入ります。先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 1 号第 6 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件について質疑に入ります。先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件について質疑に入ります。先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第9項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員(9項の現地調査の結果並びに補足説明)

今月の11月14日に、大関農業委員、高山推進委員と私で、\_\_\_\_\_立会いのもと、現地を確認し、なんら問題もないことを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第10項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員 (10項の現地調査の結果並びに補足説明)

11月15日に、譲受人\_\_\_\_\_氏立会いのもと、早乙女春香農業委員、鯉沼正男推進委員とともに現地調査を行ってまいりました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いづれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和の要件を満たしておりましたので報いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第10項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第10項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

貸人 \_\_\_\_\_ (下町)

借人 \_\_\_\_\_ (城内)

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字 \_\_\_\_\_ 田 269㎡

自己用住宅敷地 20年間の使用貸借権の設定

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (上表町)

賃借人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_ (茨城県)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 \_\_\_\_\_ 畑 658㎡

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権の設定

第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (仲通町)

賃借人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 \_\_\_\_\_ 畑 714㎡

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権の設定

第4項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

賃借人 \_\_\_\_\_ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 \_\_\_\_\_ 畑 766㎡

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権の設定

第5項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

賃借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 \_\_\_\_\_ 畑 897㎡

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権の設定

第6項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (おもちゃのまち)

賃借人 有限会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字 \_\_\_\_\_ 畑 1256㎡

園芸用土採取及び表土置場 1年間の賃借権の設定

説明は以上になります。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 葭葉 孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、11月15日 水曜日に私と、大橋好一会長、安納一雄農業委員、早乙女和弘推進委員、高山ゆき子推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に100mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は現在、壬生町\_\_\_\_\_のアパートに家族6人で住んでおります。子供の成長に伴い現在の住居では手狭となったため、独立した住宅の建築計画を立てたとのこと。申請人は\_\_\_\_\_の実家にて父とともに農業を営んでおり、いずれは家業を継ぐ予定であること、また、両親が高齢となることをふまえ、実家の近隣で土地を探したところ、購入可能で希望に沿う土地がなか

ったため、申請人の父親が所有する該当地を選定したとのことです。給水は敷地内の井戸を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽を利用し、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約\_\_\_\_\_万円は、融資で対応します。開発許可については、県都市計画課との協議を済ませております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から西に約50mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、適正な面積、日照量を確保することができるため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル111枚、合計出力61.05キロワットの太陽光発電設備を予定しております。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われるため、調査委員会としましては、許可やむなしとなり

ましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員  
これは地図ではなく、航空写真なのでわかりづらいのですが、どのあたりですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
\_\_\_\_の交差点から少し東南に行ったところで、東武線の踏切の少し北になります。栃木街道の東側になります。

●4番 刀川 正己 委員  
住宅地図の方がわかりやすいですね。これだとわからない。

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から西に約450mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、適正な面積、日照量を確保することができるため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル149枚、合計出力81.95キロワットの太陽光発電設備を予定しております。なお、事業

資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われるため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に200mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、適正な面積、日照量を確保することができるため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル132枚、合計出力726キロワットの太陽光発電設備を予定しております。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われるため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。



○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員 (5項案件について報告)

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に200mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、適正な面積、日照量を確保することができるため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル132枚、合計出力726キロワットの太陽光発電設備を予定しております。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われるため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員 (6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南東に約150mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、畑側から1m、道路側から2mを確保し、周囲には防護ネット等を施すようになっております。最大5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。埋戻し用土の調達、採取した土の販売先については、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定です。事業資金約\_\_\_\_\_万円は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案の通り決定いたしました。本案件

については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いまして順にご説明いたします。

まず議案書の7ページ、利用権の新規・賃借権分について、2件、4筆、面積合計が4,061㎡となっております。

次に議案書8ページと9ページ、利用権の新規・使用賃借権分について、面積合計が29,851㎡となっております。

次に議案書10ページ、利用権の再設定・賃借権分について、面積合計が11,867㎡となっております。

次に、議案書11ページ、公社を通じた売買で所有権移転分になります。面積合計が6,863㎡となっております。

次に、議案書12ページから21ページまでになります。こちらは農地バンクの新規・使用賃借権分になり、面積合計が138,210㎡となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願いの件について」事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の22ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●7番 葭葉 孝男 委員（大橋会長の代理で説明）

去る10月31日に、戸崎推進委員と現地調査をしましたので報告します。

願出人 \_\_\_\_\_によると、昭和55年12月に自宅を増築した際、隣接した農地に建築してしまい、既存宅地とともに自宅敷地として一体利用していることを確認いたしました。以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の23ページから24ページのとおり5件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の25ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の

26ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

---

○議長 次に、日程第9 報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件について」は、議案書28ページのとおり、取り下げ願いが提出されました。

内容については、記載のとおりで、先月保留となりました園芸用土採取の件について、令和5年10月31日付で、                    氏、                    氏より、農地法第5条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号は終わります。

---

○議長 次にその他の件を議題といたします。事務局からその他 事務連絡をお願いい

たします。

●事務局 その他（松本主任）

その他の件について、事務連絡になります。

- 1、農業委員会手帳・身分証明書の件について  
来月配布予定 身分証書の確認
- 2、農業者年金加入推進名簿について  
事務局で、名簿に記載のある方に案内の通知を出す。  
知り合いや興味のある方がいたら、事務局に連絡

●局長 その他

地域計画作成に向けた全体打合せ会議  
農業員会忘年会の開催について

---

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に委員  
からご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第5回壬生町農業委員会総  
会を閉会いたします。

【午前11時31分閉会】

会 長 大 橋 好 一

7 番 葭 葉 孝 男

8 番 琴 寄 成 人